

逗子市市税条例の一部改正の概要

1 趣 旨

平成28年3月に可決・成立した地方税法等の一部を改正する法律等に対応するため、逗子市市税条例の一部を改正します。

なお、今改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該改正に係る実施時期が「平成29年4月1日」から「平成31年10月1日」に延期されたものです。

2 主な改正内容

(1) 法人市民税の法人税割の税率見直し

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税の法人税割の一部を「地方法人税」として国税化し、地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税の法人税割の税率を一律3.7%引き下げます。

【法人税割の税率の改正内容】

法人の区分 (資本金の額若しくは出資金の額等)	現 行	改正後	差
[標準税率] 5億円未満	9.7%	6.0%	▲3.7%
[超過税率] 5億円以上10億円未満	10.9%	7.2%	
[超過税率] 10億円以上	12.1%	8.4%	

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

(参考) 地方法人税(国税)の税率は、法人住民税の引下げ分(道府県民税2.2%、市町村民税3.7%)を上乗せして、4.4%から10.3%に引き上げられます。地方法人税と法人住民税全体の税率としては改正前と同じとなります。

(2) 車体課税の見直し

都道府県税である自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、都道府県税である自動車税及び市町村税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割を新たに創設し、従来の軽自動車税の名称を種別割と改めます。

【環境性能割導入後の軽自動車税の法体系】

◇ 市町村税(軽自動車税)

・ 環境性能割(改正前の自動車取得税)

※軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収します。

・ 種別割(改正前の軽自動車税)

(3) 軽自動車税における環境性能割の創設

都道府県税である自動車取得税（自動車の取得価格の3%（営業用自動車と軽自動車は2%））を廃止し、都道府県税である自動車税及び市町村税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が新たに創設されます。

環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車の取得に対し、取得時にその取得者に課税され、申告納付により徴収されます。納付額は「軽自動車の取得価格（課税標準額）×税率」により計算されます。

なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収します。

【環境性能割の税率等】

《 軽乗用車 》

			税 率	
排ガス要件		燃費要件	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）			非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★	平成32年燃費基準+10%達成 （平成22年燃費基準+65%達成）		
	★★★★	平成32年燃費基準 （平成22年燃費基準+50%達成）	1.0%	0.5%
	★★★★	平成27年燃費基準+10%達成 （平成22年燃費基準+38%達成）	2.0%	1.0%
	上記以外の車			2.0%

《 軽貨物車 》

			税 率	
排ガス要件		燃費要件	自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、			非課税	非課税
ガ ソ リ ン 車	ガ ソ リ ン ハ イ ブ リ ッ ド 車	★★★★ 平成27年燃費基準+20%達成 （平成22年燃費基準+50%達成）		
	★★★★ 平成27年燃費基準+15%達成 （平成22年燃費基準+44%達成）			
	★★★★ 平成27年燃費基準+10%達成 （平成22年燃費基準+38%達成）	2.0%	1.0%	
	上記以外の車		2.0%	

注1 「★★★★」とは、平成17年排ガス基準75%低減達成車をいう。

2 「ポスト新長期規制」とは、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排ガス規制をいう。

3 JC08モード燃費値を算定していない乗用車については、平成22年燃費基準値換算値による。

4 「電気自動車等」とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車をいう。

5 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されている。

6 「軽自動車」とは、三輪以上の軽自動車をいう。

7 環境性能割の納付税額は「取得価格×税率」により計算され、申告納付により徴収される。

(4) 軽自動車税における環境性能割の課税免除

軽自動車税に環境性能割が新たに創設されることに伴い、軽自動車税における環境性能割の課税免除を新たに規定します。

なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収するため、賦課徴収を担う神奈川県が課税免除に合わせ、その内容は、自動車税の環境性能割の課税免除の条件と同等とします。

具体的には、日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会、公益財団法人神奈川県予防医学協会、神奈川県性病予防協会が所有する直接本来の事業の用に供する自動車となります。

(5) 軽自動車税における環境性能割の減免

軽自動車税に環境性能割が新たに創設されることに伴い、軽自動車税における環境性能割の減免の条件等を新たに規定します。

なお、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収するため、賦課徴収を担う神奈川県が減免条件に合わせ、その内容は、廃止前の自動車取得税の減免の条件と同等とします。

【環境性能割における減免の条件等】

対象自動車	環境性能割
一定の級以上の身体障害者、戦傷病者、知的障害者若しくは精神障害者（以下「障害者」といいます。）が所有する軽自動車又は障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当するもの ア 障害者自らが運転するもの イ 障害者と生計を一にする者がもっぱら障害者のために運転するもの	全 額
身体障害者、戦傷病者、知的障害者若しくは精神障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する軽自動車で、その障害者を常時介護する者がもっぱら障害者のために運転するもの	ただし、軽自動車の取得価格（課税標準額）で300万（税額で6万円（税率2％の場合）を限度

（ 参 考 ）

- ・ ちらし「 障害者のためにもっぱら使用する自動車に対する自動車取得税・自動車税の減免について」・ 神奈川県